

# 大分県報

令和四年  
第二七六号  
一月二十一日

（金曜日）

## 目次

### 企業局管理規程

大分県企業局公印規程の一部改正……………

### 告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（二件）……………

土地改良法による換地計画認可申請の適当決定及び縦覧（市町村営事業）……………

道路の供用開始……………

公有水面埋立ての免許の出願……………

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

### 公告

県営土地改良事業の工事の完了……………

## ○企業局管理規程

大分県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年一月二十一日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

大分県企業局管理規程第一号

令和四年一月二十一日

大分県企業局公印規程の一部を改正する規程  
大分県企業局公印規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。  
別表中

大分県企業局長印	一	形 正 方	二 三	県 局 分 業 局 大 企 業 長 印	総務課長
----------	---	-------	-----	---------------------	------

を

大分県企業局長印	一	形 正 方	二 三	県 局 分 業 局 大 企 業 長 印 (1)	総務課長
大分県企業局長印	一	形 正 方	二 三	県 局 分 業 局 大 企 業 長 印 (1)	発電管理部長
					一 総合管理センター専用 二 番号を付ける。

に、

県局管シ長 分業合セー 大企総理タ印	(1~5)
を	
県局管シ長 分業合セー 大企総理タ印	(1~5)

に改める。

附 則  
この規程は、公示の日から施行する。

## ○告示

### 大分県告示第十六号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）第五十一条の六第二項の規定によ

大分県報（企業局管理規程・告示）

り、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和四年一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

特約業者の名称

代表者の氏名

主たる事務所又は事業所の所在地

取消年月日

有限会社熊谷石油店

熊谷 直輔

中津市蛸瀬八一五番地六

令三・一一・三〇

大分県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営危険ため池緊急整備事業  
(ため池整備)

湯の上溜池地  
区

令四・一・二一から  
令四・二・一〇まで

竹田市役所

大分県告示第十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営危険ため池緊急整備事業

名子山下池地

令四・一・二一から

竹田市役所

(ため池整備)

区

令四・二・一〇まで

大分県告示第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項及び第四項の規定により、次の事業主体からの換地計画認可申請を適当と決定し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業主体

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

大分市

農地耕作条件  
改善事業

中戸次地区

令和四・一・二一から  
令和四・二・一〇まで

大分市役所

大分県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年一月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道三二六号

豊後大野市三重町内山字鳥居木九六番四から  
豊後大野市三重町内田字岩崎二八番一地先ま  
で

令四・一・二二

県道三重新殿線

豊後大野市三重町内田字岩崎三〇番五から  
豊後大野市三重町内田字鍛冶屋平一七七番三  
地先まで

令四・一・二二

大分県告示第二十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 出願の年月日

令和三年十一月十九日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

津久見市大字堅浦字羽迫一一一番地二に接する白地から同市大字堅浦字太田都留九

二九番一二に接する白地に至る各地先の公有水面

第二区域

津久見市大字堅浦字太田都留一七六六番の地先の公有水面

2 区域

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と③④の地点を結ぶ令和二年の秋分の満潮位

(D・L・プラス一・七七メートル)における公有水面と陸地との境界線

①の地点 大分県津久見市大字下青江四七〇番地の国土地理院三等三角点「水晶山」

(北緯三三度〇四分五九秒六二二東経一三一度五一分五七秒九〇四(以下「基点」という。))から三三八度二四分一二秒八二五・二六メートルの地点

②の地点 ①の地点から二三三度〇八分三七秒〇・八五メートルの地点

③の地点 ②の地点から三〇五度四二分二五秒一一・五七メートルの地点

④の地点 ③の地点から三五度四〇分五一秒一・三五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三〇五度四二分三五秒二三・六〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二一五度四二分五五秒一・三五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三〇五度四一分五三秒〇・五〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三五度四〇分一一秒一・〇六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三〇五度四二分四二秒三・六〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二一五度四二分四九秒一・〇六メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三〇五度四二分四八秒四・四〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三五度四二分五五秒一・三五メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三〇五度四七分二二秒五・二四メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三〇六度一六分二五秒四・〇五メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三〇七度一〇分五〇秒四・六五メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から二一七度三五分五九秒一・三五メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から三〇七度五六分三八秒一・二四メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から三八度二一分一八秒一・三五メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から三〇八度三二分四二秒二・三四メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から三〇九度四九分一一秒四・一五メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から三一一度四四分〇一秒四・一八メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から三一三度五六分〇四秒三・九五メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から二二五度四四分四七秒一・四一メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から三一六度一五分三五秒三・二二メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から二七九度二六分三八秒二・〇五メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から九度二七分〇一秒三・一〇メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から二七九度二七分二七秒七〇・八四メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から九度二七分二四秒六一・一五メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から三一二度三六分五二秒二六・八八メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から二七九度二七分二六秒六八・三五メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と⑬の地点を結ぶ令和二年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・七七メートル)における公有水面と陸地との境界線

⑩の地点 基点から三三〇度一七分一一秒一、〇五九・三〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一八九度二七分二七秒二三・五二メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二七九度二七分三二秒二一・八八メートルの地点

3 面積

第一区域 六、九四九・五七平方メートル

第二区域 五三〇・二〇平方メートル

全体 七、四七九・七七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

津久見市大字堅浦字羽迫一一一番二から同市大字堅浦字太田都留一七六六番に至る各地点並びに同地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とwの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から三三八度五四分〇八秒八一・二〇二メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から二一五度四二分二九秒二四・二七メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から三〇五度四二分二八秒八三・四二メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から二七九度二七分二六秒一〇〇・四九メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から九度二七分二四秒三一・四〇メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から二七九度二七分二六秒四九・一三メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から二五〇度〇分〇一秒二五・八九メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から二七八度一九分一二秒五三・一五メートルの地点
- Jの地点 Hの地点から九度〇七分三三秒一八・二八メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から三五度三六分三八秒一九・三一メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から一八度〇九分二四秒五・二一メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から一八度〇九分〇九秒五五・六九メートルの地点
- Nの地点 Mの地点から一〇七度五〇分三三秒四一・九〇メートルの地点
- Pの地点 Nの地点から一二度〇四分二六秒一五・五二メートルの地点
- Qの地点 Pの地点から一二度〇四分〇二秒一・七五メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から一〇度五九分二六秒一一・六八メートルの地点
- Sの地点 Rの地点から一〇度〇九分二二秒二七・三四メートルの地点
- Tの地点 Sの地点から八六度五八分五一秒〇・九三メートルの地点
- Uの地点 Tの地点から四一度三二分一六秒一一・六四メートルの地点
- Vの地点 Uの地点から一一九度一八分三六秒四・六四メートルの地点
- Wの地点 Vの地点から一一一度三一分五五秒七・三五メートルの地点
- Xの地点 Wの地点から一一一度〇六分〇三秒二・五四メートルの地点
- Yの地点 Xの地点から一一一度四六分四六秒九・六九メートルの地点
- Zの地点 Yの地点から一一五度五一分二三秒二三・四三メートルの地点
- aの地点 Zの地点から一一五度五一分〇一秒三・五八メートルの地点

- bの地点 aの地点から一〇四度四二分二五秒二六・〇二メートルの地点
  - cの地点 bの地点から一〇五度五〇分四八秒二・二三メートルの地点
  - dの地点 cの地点から一一四度四分一九秒一一・六九メートルの地点
  - eの地点 dの地点から一二二度〇三分五三秒一三・六〇メートルの地点
  - fの地点 eの地点から一三二度三六分四三秒一一・九三メートルの地点
  - gの地点 fの地点から一四四度一八分〇七秒九・六八メートルの地点
  - hの地点 gの地点から一五四度四二分〇七秒九・一四メートルの地点
  - iの地点 hの地点から一六三度一三分五三秒四・五一メートルの地点
  - jの地点 iの地点から一六六度五〇分三三秒四二・〇九メートルの地点
  - kの地点 jの地点から一六九度三二分四一秒一〇・一八メートルの地点
  - mの地点 kの地点から一六二度二三分〇八秒八・五五メートルの地点
  - nの地点 mの地点から一五二度三五分五八秒五・九八メートルの地点
  - pの地点 nの地点から一五二度一九分〇四秒三六・六八メートルの地点
  - qの地点 pの地点から一四三度四九分三三秒五・五五メートルの地点
  - rの地点 qの地点から一二八度一六分一三秒一〇・五〇メートルの地点
  - sの地点 rの地点から一二六度〇一分五九秒四二・三九メートルの地点
  - tの地点 sの地点から一三〇度三一分四九秒五・九六メートルの地点
  - uの地点 tの地点から一四二度二七分〇五秒九・四四メートルの地点
  - vの地点 uの地点から一五一度三二分五九秒五・九七メートルの地点
  - wの地点 vの地点から一四二度一六分一七秒八・一四メートルの地点
- 3 面積  
二六、三九四・二六平方メートル
- 五 埋立地の用途  
道路用地、護岸用地、ふ頭用地
- 六 縦覧の場所  
大分県土木建築部港湾課及び白杵土木事務所並びに津久見市役所
- 七 縦覧の期間  
令和四年一月二十一日から  
令和四年二月十四日まで

大分県告示第二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第

一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。  
令和四年一月二十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

指定区域の名	市町村	大字	字	所	在	地	番	地	番	渡瀬	竹田市	渡瀬	渡瀬	丸山	渡瀬				
																田原	竹田市	飛田川	田原
第三柚谷	竹田市	竹田	柚谷	二五〇九番一の一部(標柱一号から四号までを順次結んだ線の東側の部分)、二五〇九番五の一部(標柱八号から一号までを順次結んだ線の北側の部分)、二五五一番二(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、二五五一番三及び二五五三番(標柱五号と六号を結んだ線の東側の部分)二五七九番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)及び二五八五番一の一部(標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分)	地	番	一四七三番二、一四七四番二、一四七九番一、一四七九番二、一四七九番四、一四八〇番一から一四八〇番三まで、一四八二番一、一四八五番一、一四八五番二、一四八五番四、一四八六番一、一四八六番三、一四八七番一、一四八八番一、一四八九番、一四九一から一四九七番まで、一四九八番一、一五〇〇番から一五〇五番まで、一五〇七番、一五〇八番一及び一五〇八番四から一五〇八番六まで	田原	一八二一番、一八二二番一、一八二二番四、一八二三番から一八二六番まで、一八二七番一、一八二七番三、一八二七番五から一八二七番七まで、一八三八番一、一八三九番一、一八五七番一から一八五七番五まで、一八五七番六の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)、一八五七番七、一八五七番八の一部(標柱三号と四号を結んだ線の北側の部分)、一八五七番一〇の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、一八五八番一、一八五八番二の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の北側の部分)、一八五八番三、一八六四番一、一八六四番二の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)、一八六五番一、一八六五番二、一八六六番一、一八六六番六の一部(標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分)及び一八七五番一	瓜尾	一九六六番の一部(標柱七号から九号までを順次結んだ線の南側の部分)	日岳	宇佐市 院内町	日岳	宮ノ本	丸山	渡瀬	五五四番二、五五六番四、五五八番一、五五八番二、五五九番一、五五九番二、五六四番一の一部(標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分)、五六四番二、五六五番一の一部(標柱六号から八号までを順次結んだ線の南側の部分)、五六五番二から五六五番五まで、五六六番、五六七番一、五六七番二、五六八番、五六九番一から五六九番三まで、五七〇番一、五七〇番二、五七一番一、五七一番二、五七二番、五七三番一から五七三番六まで、五七四番一の一部(標柱五号から七号までを順次結んだ線の南側の部分)、五七四番二、五七五番一の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、五七五番二及び五七六番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)八九三番一の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)、八九三番三、九〇六番及び九一六番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、九一七番、九一八番一、九一八番二、九一九番一、九一九番二、九二〇番一から九二〇番三まで、九二二番一、九二二番二、九二二番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、九二三番の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分)、九二八番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)、九二九番一、九二九番三、九二九番四、九三〇番一から九三〇番三まで、九三一番、九三一番二、九三三番一、九三三番二、九三四番一から九三四番四まで、九三五番、九三六番一、九三六番二、九三七番、九三八番一並びに九三八番二	六二九番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、六三〇番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、六三二番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、六三四番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)、六三五番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、六三五番二、六三六番一、六三六番二、六三七番一、六三七番二、六三八番一、六三八番二、六三九番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、六三九番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、六三九番五の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、六四〇番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、六四〇番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、六四二番一、六四二番二、六四三番一から六四三番三まで、六四四番一、六四四番二、六四四番三から六四六番まで、六四七番一から六四七番四まで、六四八番、六四九番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側

令和四年一月二十一日

大分県報(告示)

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

の部分）、六五一番一の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、六五三番一の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、六五四番一、六五五番一、六五六番、六五七番、六五八番一から六五八番五まで、六五九番から六六二番まで及び六六三番一

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和四年一月十七日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年一月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
  - 一九、一二人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
  - 二一九、五〇四人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万

を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、四七三人
別府市	三一、九九四人
中津市	二二、八七八人
日田市	一七、七九六八
佐伯市	一九、八四六八
臼杵市	一〇、七四一人
津久見市	四、八九一人
竹田市	六、〇二三人
豊後高田市	六、二三三人
杵築市	八、〇〇五人
宇佐市	一五、三〇九人
豊後大野市	九、九七〇人
由布市	九、四四一人
国東市・姫島村	八、四一〇人
日出町	七、八四五人
九重町・玖珠町	六、八二八人

### ○公告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。  
令和四年一月二十一日

事業名	大分県知事	広瀬	勝貞
県営農村地域防災減災事業 （夏畑池地区）	着手年月日 平二七・九・二九	完了年月日 平三一・三・二七	